

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業

実施方針（案）

和歌山県

第1. はじめに.....	6
1. はじめに.....	6
2. 地域における合意形成.....	6
3. 和歌山 I R の担当部局.....	7
4. 募集要項等.....	7
5. 和歌山 I R の根拠法令等.....	8
(1) 法令.....	8
(2) 和歌山県条例.....	10
(3) 和歌山市条例.....	10
(4) 和歌山 I R の上位計画等.....	10
第2. 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項.....	11
1. 特定複合観光施設区域整備の意義.....	11
2. 特定複合観光施設区域整備における和歌山県の基本的な構想と目標.....	12
(1) 和歌山県の基本的な構想～多種多様な観光資源を背景にしたリゾート型 I R ～.....	12
(2) 和歌山県の想定する目標.....	12
第3. 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項.....	14
1. 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模並びに土地の概要.....	14
2. I R 予定区域の土地及び土地に存する既存建築物等の取扱い.....	15
(1) 土地.....	15
(2) 土地に存する既存建築物等.....	16
(3) 土地の利活用.....	16
(4) I R 事業者への譲渡.....	16
3. 段階的整備のための拡張予定地及び附帯事業用地.....	16
第4. 特定複合観光施設区域を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項.....	17
1. 施設の種類、機能及び規模に関する事項.....	17
(1) 特定複合観光施設.....	17
(2) M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設）.....	18
(3) 魅力増進施設.....	20
(4) 送客施設.....	20
(5) 宿泊施設.....	22
(6) 来訪及び滞在促進寄与施設.....	22
(7) カジノ施設.....	23
2. 設置運営事業等に関する事項.....	25
(1) 施設・機能.....	25
(2) 地域への貢献と配慮.....	26
3. その他の留意事項.....	26

(1) 施設供用事業	26
(2) I R事業者が契約上の地位を承継する契約等	26
(3) 和歌山 I R開始までに必要となる法律等に基づく手続の確実な履行	26
4. 和歌山 I Rにおける費用負担	27
(1) 和歌山 I Rの費用	27
(2) 土地費用	27
(3) I R区域のインフラ整備費用	27
(4) 優先権者選定後、基本協定の締結により、優先権者が負担しなければならない費用	27
5. I R区域の整備スケジュール等	27
(1) 和歌山 I Rの事業期間等	27
(2) I R区域の整備に係るスケジュール（想定スケジュール）	28
第5. カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項	30
1. 基本的な考え方	30
2. 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するために必要な施策及び措置	30
(1) インバウンドの促進のための施策及び措置	30
(2) M I C E誘致のための施策及び措置	30
3. 認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途等に関する方針	30
第6. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項	31
1. 基本的な考え方	31
2. 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置	31
3. 青少年の健全育成のための施策及び措置	31
4. カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止のための施策及び措置	31
第7. 設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項	33
1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	33
2. 公募アドバイザーの設置について	33
(1) 公募アドバイザーの設置	33
(2) 公募アドバイザーへの情報提供等	33
3. 優先権者の選定手順及び選定方法に関する事項	33
(1) 選定委員会の設置	33
(2) 選定手順及び選定方法	33
4. 応募者の参加資格要件	36
(1) 応募者の構成	36
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格要件	37

(3) 公募アドバイザー、選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本金面若しくは人事面等において一定の関連のある者及び和歌山県と資本金面若しくは人事面等において一定の関連のある者の関与制限	39
(4) 複数応募	39
(5) 複数応募が認められる場合の情報遮断措置の構築に係る誓約書の提出義務 ..	39
(6) 応募者の変更	39
5. 提案審査書類の作成等に係る費用	40
6. 審査料の負担	40
7. 提案審査書類の取扱い等	40
(1) 著作権	40
(2) 特許権等	40
(3) 提案審査書類の公開について	40
(4) 提案内容の矛盾について	40
(5) 提案内容の履行義務について	41
8. 予備調査	41
9. カジノ事業免許取得に係る欠格事由不存在等の表明・確約書	41
10. IR事業者による履行保証金等の差入れ	41
11. 公募の取消し	42
第8. 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項	43
1. 基本的な考え方	43
2. IR事業者の責任の履行確保の方法	43
3. 事業計画及び報告等	43
(1) 毎年度の事業計画	43
(2) 報告	43
4. IR事業者の権利及び義務等	44
5. 和歌山IRにおけるリスク及びその分担の在り方	44
(1) 不可抗力	44
(2) 法令等変更及び特定条例等変更	45
6. 和歌山IRの継続が困難となった場合の措置	45
7. 金融機関と和歌山県との協議	45
8. IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に係る施策及び措置 ..	45
(1) 安全で円滑な交通アクセスのネットワーク形成	45
(2) 観光公害（オーバーツーリズム）対策のための措置	46
9. 優先権者選定後のIR事業者等の株主の変更等	46
(1) 株主の変更等	46
(2) IR事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置	46
第9. 実施協定に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合におけ	

る措置に関する事項.....	47
1. 実施協定に定めようとする事項.....	47
2. 疑義が生じた場合の措置.....	47
3. 準拠法及び管轄裁判所の指定.....	47
第10. その他事業の実施に関し必要な事項.....	48
1. 和歌山 I R に関連する事項.....	48
(1) 実施方針に関する質問及び意見の受付.....	48
(2) 実施方針に対する民間事業者からの質問及び意見への回答.....	48
(3) 実施方針に対する民間事業者からの質問及び意見に対するヒアリング.....	48
(4) 実施方針の変更.....	48
(5) 和歌山 I R の実施に関して使用する言語.....	48
2. 情報提供.....	49

第1. はじめに

1. はじめに

和歌山県は、和歌山市（和歌山マリーナシティ）に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号。以下「IR推進法」という。）及び特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）に基づく特定複合観光施設（以下「IR施設」という。）を設置及び運営する事業並びにこれらに附帯する事業（以下「IR事業」という。）の誘致を計画している。和歌山県はIR関係法令等に基づきIR事業を実施する民間事業者を選定したのち、IR整備法第9条の規定に基づき特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び実施方針（以下で定義する実施方針をいう。）に則して民間事業者と共同して区域整備計画を作成し、国土交通大臣へ認定を申請する。

国土交通大臣により区域整備計画の認定を受けることができた場合、民間事業者が設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）と和歌山県の間で実施協定を締結し、和歌山県におけるIR事業（和歌山県特定複合観光施設設置運営事業。以下「和歌山IR」という。）を実施するものである。

本書は、IR整備法第6条の規定に基づき、和歌山県特定複合観光施設設置運営事業実施方針として定めるものである。

2. 地域における合意形成

和歌山IRの推進に当たっては、特定複合観光施設区域（以下「IR区域」という。）を整備することの意義や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等について、地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが必要となる。

和歌山県は、実施方針の策定、民間事業者の選定、区域整備計画の作成の各段階において、和歌山市及び和歌山県公安委員会と協議するとともに、区域整備計画の作成に当たっては、公聴会の開催その他住民の意見を反映するために必要な措置を講じる。また、区域整備計画の認定申請に当たっては、和歌山市の同意及び和歌山県議会の議決を経るものとしている。

さらに、IRについて、正確な情報を提供し、理解を深めることを目的としたシンポジウムや住民・企業・団体等に対する説明会の開催などを通じて、地域における十分な合意形成に取り組むとともに、今後、選定されることになる民間事業者にも、地域における合意形成に協力を求めていく。

3. 和歌山 I R の担当部局

和歌山県の担当部局は以下のとおりである。

和歌山県企画総務課 I R 推進室（以下「担当部局」という。）

住所：和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地

電話番号：073-441-2334

電子メールアドレス：e0201001@pref.wakayama.lg.jp

4. 募集要項等

募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑧までの書類（これらに補足資料及び和歌山県のホームページへの掲載、その他適宜な方法により公表した質問回答書、その他これらに関して和歌山県が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される予定である。これらの書類は、和歌山 I R の実施に係る審査書類一式（以下「提案審査書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑤までの書類は、実施協定締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、和歌山 I R を実施する者として和歌山県より選定された民間事業者（2 社以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先権者」という。）の選定に際して公表する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（参考資料に該当する資料を除く。）も実施協定締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業実施協定書（案）（以下「実施協定書（案）」という。）
- ③ 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業不動産売買契約書（案）（以下「不動産売買契約書（案）」という。）
- ⑤ 関連資料
- ⑥ 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業優先権者選定基準（以下「優先権者選定基準」という。）
- ⑦ 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑧ 参考資料

5. 和歌山 I R の根拠法令等

和歌山 I R の実施に当たっては、I R 推進法及び I R 整備法、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成 31 年 3 月 29 日第 72 号。以下「I R 整備法施行令」という。）、特定複合観光施設区域整備法施行規則（本実施方針案公表時点において未規定。以下「I R 整備法施行規則」という。）及び基本方針をはじめとする I R 関係法令等を遵守するとともに、関係する上位計画等を踏まえること。なお、和歌山 I R の実施に当たって、特に留意すべき法令、条例及び上位計画等は次のとおりである。

(1) 法令

ア. I R 関係法令

- ① 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）
- ② 特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）
- ③ カジノ管理委員会規則（本実施方針案公表時点において未規定）
- ④ ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）

イ. 土地利用・建築関係

- ① 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ③ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
- ⑥ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）
- ⑦ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ⑨ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ⑩ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑪ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ⑫ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- ⑬ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ⑭ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ⑮ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ⑯ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ⑰ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ⑱ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ⑲ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ⑳ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）

- ㉑ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ㉒ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ㉓ 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
- ㉔ 温泉法（昭和 23 年法律第 131 号）
- ㉕ 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- ㉖ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ㉗ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）

ウ. 環境関係

- ① 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ② 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ③ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ④ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ⑤ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ⑥ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）
- ⑦ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ⑧ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ⑨ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑩ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- ⑪ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

エ. 建設工事関係

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ② 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑤ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ⑥ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）

オ. その他

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ③ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
- ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
- ⑥ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）

(2) 和歌山県条例

- ① 和歌山県建築基準法施行条例（平成 13 年和歌山県条例第 23 号）
- ② 和歌山県景観条例（平成 20 年和歌山県条例第 21 号）
- ③ 和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年和歌山県条例第 10 号）
- ④ 和歌山県福祉のまちづくり条例（平成 8 年和歌山県条例第 41 号）
- ⑤ 和歌山県防災対策推進条例（平成 20 年和歌山県条例第 32 号）
- ⑥ 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）
- ⑦ 和歌山県公害防止条例（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）
- ⑧ 和歌山県青少年健全育成条例（昭和 53 年和歌山県条例第 36 号）
- ⑨ 和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例（昭和 40 年和歌山県条例第 31 号）
- ⑩ 和歌山県港湾施設管理条例（昭和 31 年条例第 38 号）
- ⑪ 和歌山県マリーナ条例（平成 7 年条例第 16 号）

(3) 和歌山市条例

- ① 和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年和歌山市条例第 42 号）
- ② 和歌山市暴力団排除条例（平成 23 年和歌山市条例第 28 号）
- ③ 和歌山市屋外広告物条例（平成 8 年和歌山市条例第 57 号）
- ④ 和歌山市景観条例（平成 23 年和歌山市条例第 25 号）
- ⑤ 和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例（平成 25 年和歌山市条例第 68 号）

(4) 和歌山 I R の上位計画等

ア. I R 関連

和歌山県 I R 基本構想（改訂版）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/ir/kousou.html>

イ. その他

- ① 和歌山県長期総合計画
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/chokei/chokei.html>
- ② 和歌山県長期人口ビジョン
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/tihouseisei/tihouseisei.html>
- ③ 和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/tihouseisei/tihouseisei.html>
- ④ 和歌山県観光振興実施行動計画
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/actionprogram2016.html>
- ⑤ 和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）

第2. 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

1. 特定複合観光施設区域整備の意義

観光は我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱であるという認識の下、政府の観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日）」においては、2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、訪日外国人旅行消費額を15兆円、地方部での外国人延べ宿泊者数1億3,000万人泊とすること等が目標として掲げられている。

このような中、豊富な観光資源を有する日本の魅力を世界に発信することで、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、2018年7月にIR整備法が成立・公布された。

我が国において整備を目指すIRは、国際会議場施設や家族で楽しめるエンターテインメント施設等と、収益面での原動力となるカジノ施設が一体となったこれまでにないスケールとクオリティを有する特定複合観光施設である。IRでは、MICE¹ビジネスを展開するとともに、自然・文化・気候・食といった日本の魅力を来訪者に発信することに加え、IRへの来訪者を国内各地に送り出すことで、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなり、もって、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することを目指すものである。

和歌山県では、少子高齢化や所得低迷といった課題に対応するため、産業振興策の充実、国の機関・大学の誘致、交通ネットワークの整備などに取り組んできた。その結果、成長分野であるICT産業・小型ロケット射場をはじめとする企業の誘致や総務省統計局及び独立行政法人統計センターが設置する統計データ利活用センターの開設、4つの大学の新設のほか国内外からの観光客も大幅に増加するなど、和歌山県が発展するための条件は整いつつある。今後、和歌山県がさらに発展をしていくためには、これまでの取組に加えて、新たな成長産業を取り込んでいく必要があり、国内外から多くの観光客を惹き付け、大きな経済効果や雇用効果が見込めるIRはその解決策の一つとなるものである。

和歌山県は先人から引き継いできた世界遺産「高野・熊野」をはじめ、四季折々の魅力を持った豊かな自然、温泉、食文化や古来廻船の要所であった半島の地の利を生かした観光資源を有している。また、日本の歴史文化を代表する文化財や歴史的価値の高い伝統文化が継承され、かつ、国内外の幅広い観光客に訴求する魅力を多く持つ関西圏にあって、訪日外国人の玄関口である関西国際空港へのアクセスも充実している。

こうしたことから、観光戦略としてのIR整備は、和歌山県にとって、また、第一国土軸から外れた観光地にとって、まさに好機であり、三大都市圏²に約6割が集中す

¹ 企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨及び研修旅行（Incentive Travel）、国際機関及び団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会及び見本市、イベント（Exhibition及びEvent）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

² 三大都市圏とは、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫の8都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。（観光庁宿泊旅行統計調査参照）

る外国人宿泊者を東京や大阪といったゴールデンルート以外の地域に誘導し、観光による地域経済の振興や都市と地方の交流を図ることにより、地方創生を実現するとともに、我が国が目指す観光戦略及び国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に貢献するものである。

2. 特定複合観光施設区域整備における和歌山県の基本的な構想と目標

(1) 和歌山県の基本的な構想～多種多様な観光資源を背景にしたリゾート型 I R～
和歌山マリーナシティは、「絶景の宝庫」として日本遺産に認定された風光明媚な和歌浦湾に位置している。和歌山 I Rでは「Sports&Wellness」をコンセプトに掲げ、オーシャンフロントの立地と自然や温泉、食文化など和歌山県が有する豊富な資源を生かし、また、ダイビングやセーリング、フィッシングといった多様なマリンアクティビティとも連携することで、海洋リゾートの魅力をも十分に発揮し、都市部では体験できない自然志向の楽しみと癒やしを提供する。

(2) 和歌山県の想定する目標

多種多様な観光資源を背景にしたリゾート型 I Rを整備することにより、日本全体の観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、政府の観光戦略の目標とする訪日外国人旅行者数 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額 15 兆円、地方部での外国人延べ宿泊者数 1 億 3,000 万人泊などの達成に貢献する。具体的には、次に掲げる目標を達成することを目指す。

ア. 新たな観光ゲートウェイ・観光街道の形成

ゴールデンルートから外れた位置にある和歌山県にリゾート型 I Rを整備し、世界中から多くの観光客を呼び込み、都市部では体験できない地方部の魅力を感じてもらう。また、地方部をはじめ日本各地の観光情報の収集・発信を最先端技術で行うとともに、移動や予約等に必要なサービスをワンストップで提供し、来訪者を各地へ送り出すことで、これまで外国人観光客が訪れることが少なかった地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイを形成することを目指す。

さらに、和歌山 I Rを起点に、関西圏のみならず、伊勢湾、紀伊半島、四国圏などに存在する魅力的な観光資源をつなぎ、巡礼や食文化といったストーリー性を持つ新たな観光街道を形成することで、世界から認知され、再訪者にも訴求する観光地として、I R整備の効果を広域的に波及させることを目標とする。

イ. リゾート型 I Rならではの M I C E ビジネスの展開

国連世界観光機関や国連教育科学文化機関等が主催する世界的な観光フォーラム、旅行博覧会等の積極的な誘致又は企画や、ビッグデータを活用した観光統計・情報の提供及び発信など、国内外への観光関連情報の発信に貢献し、和歌山 I Rが日本の観光産業の拠点の一つとなることを目標とする。さらに、国

際会議場施設と展示等施設の同時運用やオーシャンフロントの立地やリゾート型 I R の特性を生かした M I C E 空間を形成し、主催者の満足度を向上させることで、和歌山 I R のプレゼンスを高め、我が国での開催に至っていない M I C E イベントの誘致を実現するとともに、M I C E 開催件数の増加に寄与することを目標とする。

第3. 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項

1. 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模並びに土地の概要

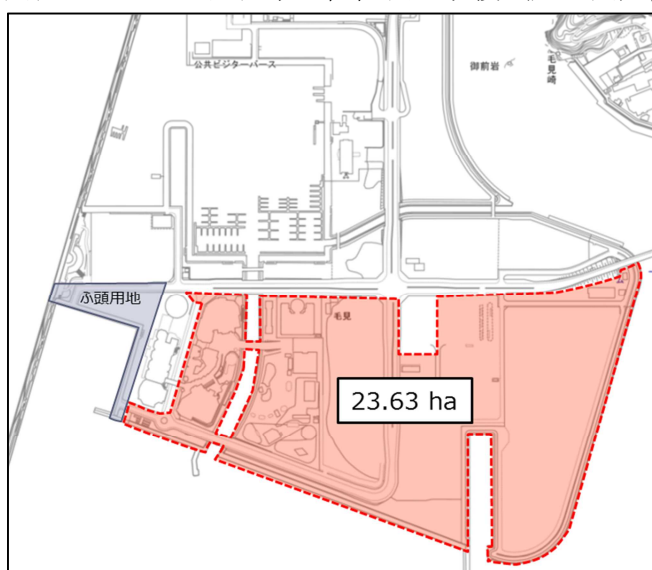
特定複合観光施設区域を整備しようとする区域（以下「IR 予定区域」という。）である和歌山マリーナシティは、1994年に竣工した人工島であり、オーシャンフロントの立地を生かしセーリングのナショナルトレーニングセンターが設置されるなど関西のマリンレジャーの基地として非常に人気の高い観光地である。また、人口・経済規模が大きい京阪神に近接しているとともに、日本屈指の旅客数・便数を誇る関西国際空港への交通ネットワークも充実している。加えて、全域整地造成済であるためすぐに着工でき、日本で最初のIRの開業が可能である。

なお、IR 予定区域の位置、規模、既存施設の取扱い及び土地の概要は図表1～4に示すとおりである。

【図表1 IR 予定区域の位置（広域図）】



【図表2 IR 予定区域の位置及び規模（周辺図）】



【図表3 I R 予定区域の土地の概要】

項目	概要	
土地の概要	所在地	和歌山県和歌山市毛見字馬瀬
	現在の所有者	・和歌山マリーナシティ株式会社 ・ファースト信託株式会社（信託受託者） ・和歌山県
	I R 予定区域を構成する土地の面積	面積：23.63ha ただし、県有地の分筆作業において僅かの増減が生じる可能性あり
	形状	図表4のとおり
法令等に基づく制限 (都市計画法等)	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	400%
	高度指定	無
	防火地域	建築基準法第22条区域
	特別用途地区	無
	下水道	排水区域

2. I R 予定区域の土地及び土地に存する既存建築物等の取扱い

本実施方針の公表日時点で I R 予定区域の土地及び土地に存する既存建築物等の取扱いはそれぞれ以下のとおりであり、いかなる民間事業者が選定されたとしても、I R 整備法第2条第3項に定める設置運営事業を行う民間事業者（以下「I R 事業者」という。）が確実にその土地を利活用できるようにする。

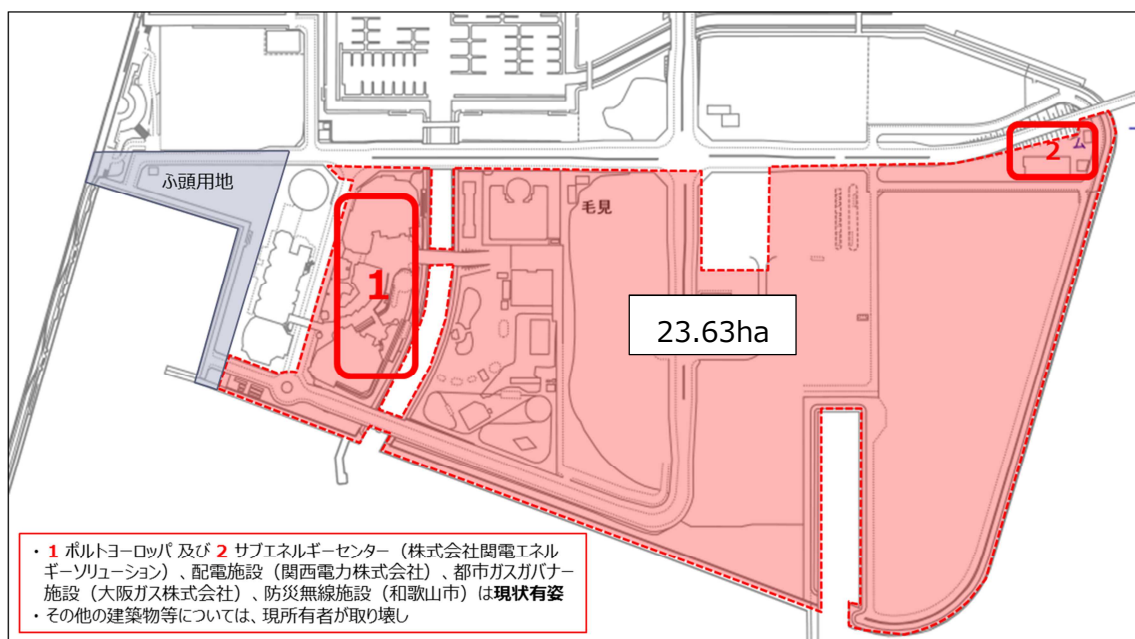
(1) 土地

和歌山県は、(和歌山県議会令和2年2月定例会での不動産売買契約議決日)に、和歌山県所有部分を除く I R 予定区域の土地建築物等（収去予定の既存建築物等を除く。以下同じ。）について現在の所有者との間で不動産売買契約を締結しており、不動産売買契約書に記載の条件に基づき土地建築物等を取得する予定である。なお、土地に存する既存建築物等の取扱いは、(2)のとおりとする。

(2) 土地に存する既存建築物等

和歌山県所有部分は更地にした上で、また、和歌山県が現在の所有者から買い受ける部分は不動産売買契約書（案）に記載の条件に基づき、I R 事業者に移す。

【図表 4 I R 予定区域の土地に存する既存建築物等】



(3) 土地の利活用

和歌山県は I R 整備法第 9 条第 11 項に定める国土交通大臣による区域整備計画の認定後、I R 施設を設置するために最適となるよう、当該 I R 区域の都市計画法等、当該 I R 区域に係る法令による制限を見直すとともに、必要な制限の見直しを決定権者に働きかける。また、応募者（第 7. 4. (1) .アに定める応募者をいう。以下同じ。）から公有水面の使用等について提案があった場合は、必要性及び周辺環境等を検討した上で、速やかに対応する等、I R 施設として必要かつ最適な用途に変更する。

(4) I R 事業者への譲渡

I R 事業者が和歌山県から購入する I R 予定区域の土地及び建物の価格は、8,673,829,571 円とする。ただし、県有地の分筆作業において、面積の増減が生じた場合、変更する可能性がある。

3. 段階的整備のための拡張予定地及び附帯事業用地

応募者が I R 予定区域に隣接する土地又は I R 区域外の附帯事業用地の活用を想定する場合は、その所在地及び規模と使用方法について、提案するものとする。

第4. 特定複合観光施設区域を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項

1. 施設の種類の種類、機能及び規模に関する事項

(1) 特定複合観光施設

ア. 特定複合観光施設の定義と要件

I R施設は、カジノ施設のみならず、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設（以下、個別に又は総称して「中核施設」という。）とこれらと一体的に設置及び運営される来訪及び滞在促進寄与施設³から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置及び運営される（I R整備法第2条第1項）。

和歌山県において整備を目指すI Rは、民間ならではの自由な発想で日本の伝統、文化、芸術等を提供するとともに、I R区域から臨む日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」と調和する意匠であり、我が国を代表する象徴的で先進性のある建築物をもって、国内外から多くの観光客を惹き付けることができるものである。また、来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード等の観点から模範となるべきものである必要がある。さらに、I R施設を構成する各施設は国際競争力を有し、経済効果を生み出すものであるとともに、防災上も利用者の安全が確保されるものでなければならない。

なお、I R施設それぞれに対し和歌山県が求める要件については、下記第4.1.(2)以降で示すもののほか、詳細については募集要項等において示す。

イ. I R施設に関して実施方針で使用する用語とI R整備法上の位置付け

I R施設に関して、本実施方針で使用する用語とI R整備法上の位置付けとの関係は図表5のとおりである。

【図表5 特定複合観光施設】

本実施方針で使用する用語		I R整備法上の位置付け
M I C E施設	国際会議場施設	第2条第1項第1号
	展示等施設	第2条第1項第2号
魅力増進施設		第2条第1項第3号
送客施設		第2条第1項第4号
宿泊施設		第2条第1項第5号
来訪及び滞在促進寄与施設		第2条第1項第6号
カジノ施設		第2条第10項

³ 国内外の観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設をいう。

(図表5に関する注記事項)

- MICE施設は、IR整備法第2条第1項第1号に定める「国際会議場施設」及び同項第2号に定める「展示等施設」を総称する用語とする。
- IR施設として認められるためには、図表5のそれぞれの施設が専らそれぞれの機能を発揮するものとして整備されなければならない。ただし、施設の使用頻度を高め、施設の運営による効果を最大限発揮していく観点から、当該施設の機能を果たしつつ、他の機能としても使用することや、他の施設とつなげて一つの機能を発揮するなど、他の機能を併せて複合的に使用することが可能である。

(2) MICE施設（国際会議場施設及び展示等施設）

ア. IR整備法及びIR整備法施行令における国際会議場施設及び展示等施設の定義と要件

(ア) 定義

① 国際会議場施設

国際会議場施設とは、国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する施設であって、IR整備法施行令で定める基準に適合するものをいう（IR整備法第2条第1項第1号）。

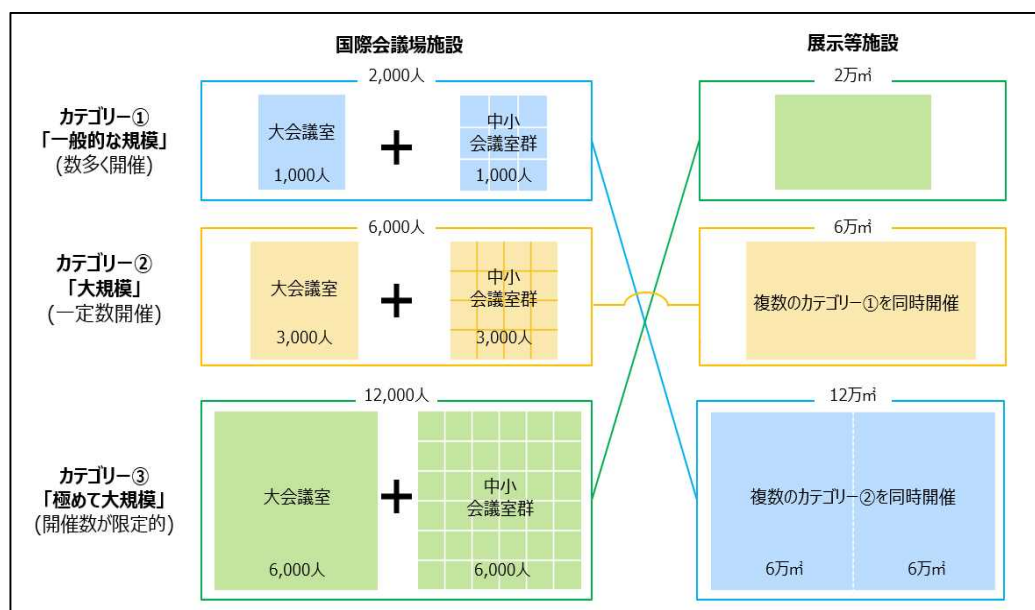
② 展示等施設

展示等施設とは、国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、IR整備法施行令で定める基準に適合するものをいう（IR整備法第2条第1項第2号）。

(イ) 要件

IR整備法施行令第1条及び第2条は、国際会議及び展示会等の規模・開催頻度に応じ、3つのカテゴリー及び類型（カテゴリーの組み合わせのことをいう。以下同じ。）に分類しており、応募者は3つの類型の中から1つを選択することが求められる。IR整備法施行令が定めるMICE施設の基準の概要は図表6に記載のとおりである。

【図表6 I R整備法施行令が求めるM I C E施設の3つのカテゴリと類型】



(図表6に関する注記事項)

- 国際会議場施設は、全体会議等の開催が可能な大規模な会議室とともに、その後、すぐに分科会等の開催が可能な中小会議室群の両方を設置しなければならない。
- 国際会議場施設と展示等施設を併用する施設は認められず、それぞれ独立して当該施設の要件を満たさなければならない。

イ. 和歌山県が目指す施設整備の方向性

政府は、I Rを整備することにより達成すべき目標として、「これまでにないスケールとクオリティを有するM I C E施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、我が国におけるM I C E開催件数の増加に貢献すること」を掲げているところである。

和歌山I Rに整備されるM I C E施設は、上記目標の達成に寄与する施設となることはもとより、あらゆる要求に対応可能な機能を有していなければならない。

また、国際会議や展示会等の規模に応じて、国際会議室や展示スペースを間仕切りして臨機応変に使用することや、国際会議や展示会等を開催しない日に、M I C E施設を活用して、スポーツイベントやコンサート等を開催するなど、誘客効果を最大化するよう工夫しなければならない。

なお、I R整備法施行令第1条及び第2条が示す3つの類型から和歌山県が施設規模として、特定の類型を指定することはしない。和歌山県の地域特性等を踏まえ、応募者自らのノウハウや創意工夫を生かして3つの類型から1つを選択することとするが、I R整備法施行令で示された3つの類型は最低基準を示したものであり、それ以上の規模の提案を否定するものではない。

(3) 魅力増進施設

ア. I R整備法及びI R整備法施行令における魅力増進施設の定義と要件

(ア) 定義

魅力増進施設とは、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、I R整備法施行令で定めるものをいう（I R整備法第2条第1項第3号）。

(イ) 要件

魅力増進施設は、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とする（I R整備法施行令第3条）。

イ. 和歌山県が目指す施設整備の方向性

魅力増進施設は、日本の魅力を世界に向けて発信し、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等の開催が可能な施設であり、世界中の観光客を惹き付けるものでなければならない。

また、和歌山が育んできた豊かな自然や高野・熊野の世界遺産をはじめ、日本の伝統、文化、芸術、四季折々の自然などの様々な魅力について、最先端技術と融合させるなどして幅広く又はより深く、これまでになくクオリティで発信することと併せて、計画した事業を実施するために必要な体制を備え、創意工夫を生かし、多様な来訪者が楽しむことができる施設でなければならない。

(4) 送客施設

ア. I R整備法及びI R整備法施行令における送客施設の定義と要件

(ア) 定義

送客施設とは、我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、I R整備法施行令で定める基準に適合するものをいう（I R整備法第2条第1項第4号）。

(イ) 要件

ア) 利用者の需要を満たすことができる適当な規模の対面による情報提供

及びサービスの手配のための設備並びに適当な規模の待合いの用に供する設備を有すること（IR整備法施行令第4条第1項）。

イ) 次に掲げる業務を行う機能を有し、かつ、これらの業務を複数の外国語により行うことができること（IR整備法施行令第4条第2項）。

- ① 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報について、視聴覚的効果を生じさせる表現その他の効果的な方法により提供する業務
- ② 目的地に到達するまでの経路及び交通手段並びに目的地における観光資源、交通、宿泊、食事その他の事項（④において「観光資源等」という。）に関する情報について、情報通信技術の活用を考慮した適切な方法により提供する業務
- ③ 利用者の関心に応じて、旅行の目的地及び日程並びに旅行者が提供を受けることができるサービスの内容に関する事項を定めた旅行に関する計画について提案する業務
- ④ 観光旅行を行おうとする者の需要に応じて、目的地に到達するまでの旅客及び手荷物の運送並びに目的地における観光資源等に係る予約、料金の支払その他の必要なサービスの手配を一元的に行う業務

イ. 和歌山県が目指す施設整備の方向性

送客施設は、来訪者の利便性向上のためMICE施設や宿泊施設など、各中核施設と連携した送客機能を有した施設でなければならない。

また、送客施設内における最新かつ正確な情報及び多様なニーズに応じた旅行商品・サービスの提供はもとより、送客先における観光客受入環境の整備も並行して行う。

さらに、三大都市圏に6割が集中する外国人宿泊者を地方部へ送客することが課題となっていることから、魅力的な観光資源を多く持つ和歌山の強みを生かして和歌山県内周遊を促進するとともに、伊勢湾から紀伊半島、四国圏までの一帯を新たな観光街道として形成しつつ、日本各地の観光地への送客を行うなど、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとならなければならない。

IR事業者は、和歌山県や関係団体等と受入環境について連携しなければならない。

(5) 宿泊施設

ア. I R整備法及びI R整備法施行令における宿泊施設の定義と要件

(ア) 定義

宿泊施設とは、利用者の需要の高度化及び多様化に対応した施設であって、I R整備法施行令で定める基準に適合するものをいう（I R整備法第2条第1項第5号）。

(イ) 要件

ア) 全ての客室の床面積の合計が概ね 10 万平方メートル以上であること（I R整備法施行令第5条第1項）。

イ) 次に掲げる事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであること（I R整備法施行令第5条第2項）。

① 客室のうち最小のものの床面積

② 独立的に区画されたそれぞれ1以上の居間及び寝室を有する客室（③において「スイートルーム」という。）のうち最小のものの床面積

③ 客室の総数に占めるスイートルームの割合

イ. 和歌山県が目指す施設整備の方向性

宿泊施設においては、M I C Eイベントへの参加者、和歌山県が推進するワーケーション⁴目的や観光目的の来訪者、V I Pなど多様な宿泊客が想定されるため、それらの需要に対応可能な施設整備やグローバルでハイレベルな人材育成により質の高い滞在環境を創出しなければならない。

また、各中核施設と連携のとれた機能性を有することも重要であることから、送客施設の送客機能に寄与する役割として、ホテルコンシェルジュとの連携、各客室や宿泊施設内施設と送客施設の連携を通じたサービスの提供等が可能な施設及び体制を整備しなければならない。

(6) 来訪及び滞在促進寄与施設

ア. 施設の位置付け

来訪及び滞在促進寄与施設は、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設のいずれにも該当しない施設であって、地域の創意工夫や民間の活力を生かし、I R施設の集客力を高めるために設置される施設である。同施設が提供するコンテンツやサービスは、国際競争力の高いクオリティ

⁴ リモートワーク等を活用し、リゾート地等環境の良い場所で休暇や研修等を兼ねて短中期的に滞在し仕事を行う取組。個人が地方等での仕事・滞在と休暇を合わせたり、会社等団体が研修、会議、C S R活動、リクリエーション活動等を行う。和歌山県は2017年から全国の自治体に先駆けて、リゾート地の白浜や紀南エリアなどで取組を推進中。

を有し、外国人旅行者をはじめとした幅広い人々を楽しませることができるものであることが求められる。

イ. 和歌山県が目指す施設整備の方向性

来訪及び滞在促進寄与施設は、ビジネスからレジャーまで、大人から子供まで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめる満足度の高いものでなければならない。

I R事業者は、集客力の向上や長期滞在の促進の観点から自由な創意工夫を行い、運営方法やイベント開催頻度の検討、来訪者の再訪を促す工夫を戦略的かつ計画的に行い、また、和歌山 I R のコンセプトであるリゾート型 I R を実現するため、「Sports&Wellness」を核とする各種体験メニューや、質の高い飲食・物販・サービス等の提供、ナイトタイム活用等の観点を取り入れた形での施設整備及び運営を行わなければならない。

(7) カジノ施設

ア. I R 整備法及び I R 整備法施行令におけるカジノ施設の定義と要件

(ア) 定義

カジノ施設とは、特定複合観光施設区域に設置する施設であって、カジノ事業者（I R 整備法第 9 条第 11 項の区域整備計画の認定を受けた I R 事業者であって、I R 整備法第 39 条の免許を受けてカジノ事業を行うものをいう（I R 整備法第 2 条第 9 項）。以下同じ。）が、カジノ行為業務を行うための次に掲げる区画により構成されるものをいう（I R 整備法第 2 条第 10 項）。

【図表 7 カジノ施設を構成する区画】

	区画	定義
1	カジノ行為区画	カジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるための区画
2	本人確認区画	本人確認をするための区画
3	附帯する監視、警備その他の業務を行うための区画	I R 事業者がカジノ行為業務又は本人確認に係る業務に附帯する監視、警備その他の業務を行うための区画

(イ) 要件

ア) カジノ施設の数は一 I R 区域内に 1 つだけであること（I R 整備法第 41 条第 1 項第 7 号）。

イ) カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分（以下「ゲーミング区域」という。）の床面積の合計は I R 施設の床面積の合計の 100 分の 3 を超えないこと（I R 整備法第 41 条第 1 項第 7 号、I R 整備法施行令第 6 条）。⁵

イ. 和歌山県が目指す施設整備の方向性

I R 関係法令等が求める要件等を確実に充足するとともに、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を適切に実施しなければならない。

I R 事業者は、区域整備計画において定める事業基本計画において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）のカジノ施設への入場の禁止、マネー・ローンダリング防止のための措置、20 歳未満の者のカジノ施設への入場禁止、日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課、依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置、日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制など、I R 整備法に基づき取り組むことが求められるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を盛り込むとともに、確実に実施しなければならない。

さらに、和歌山県では、破産リスクやギャンブル依存症など、カジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の可能性を防止するため、和歌山 I R 独自の「I R カード」の導入や依存症対策専門員の配置などの取組を I R 事業者に求める。

I R カードの概要は下記のとおりである。

- (ア) 和歌山 I R のカジノ施設を利用する日本人及び外国人居住者は、当該施設へ入場する際に、I R カードを作成しなければならない。
- (イ) I R カードには現金による入金機能及び上限額の設定機能を付与する。

5 カジノ面積算定における留意事項

- ① 「I R 施設の床面積の合計」は、カジノ施設を含む I R 施設（観光旅客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む。）のうち、建築基準法第 2 条第 1 項 1 号の定義に該当する全ての建築物の床面積の合計とすること。
- ② 「床面積の合計」は建築基準法施行令第 2 第 1 項 3 号により算定した I R 施設の建築物全体の床面積の合計とすること。
- ③ 段階的開発であるか否かにかかわらず、ゲーミング区域の床面積の合計が、営業を開始することとなる I R 施設の床面積の合計の 3 % を超えないこと。

2. 設置運営事業等に関する事項

様々な文化的背景を持つ国内外の幅広い来訪者に対して、和歌山 I R が魅力的なディステイネーションであり続けるために、以下に掲げるもののほか、応募者からの提案を踏まえつつ、必要となる取組を進める。

(1) 施設・機能

ア. 施設の意匠

和歌山の大きな魅力である自然の豊かさを生かし、I R 区域から臨む日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」と調和する意匠とする。

イ. スマートな I R の形成

(ア) IoT や環境技術などの最先端技術を用いて、サービスを効率的に管理・運営し、来訪者等からの収集データを基にしたデータ利活用による観光施策の推進、来訪者の利便増進など、I R 区域内の質を高め快適な空間形成など継続的な発展を目指すものとする。

(イ) 省エネルギー、再生可能エネルギーの利用等低炭素社会の実現、及び廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用や天然資源消費の抑制等循環型社会の実現を目指し、環境に優しい持続可能な和歌山 I R の運営を目指すものとする。

ウ. 多様な来訪者に配慮した空間づくり

トイレや案内表示などの施設環境やサービスについて、I R 区域内の整備においては、世界の模範となるべきユニバーサルデザインとするとともに、多様な文化的配慮やサービス提供に取り組み、I R を訪れる全ての来訪者が快適に過ごせる環境整備を行うものとする。

エ. 防災対策及び災害時の利用者の安全確保に向けた体制整備

施設整備に当たっては想定しうる自然災害等を考慮の上、利用者の安全確保及び早期復旧が可能な設計、配置等に加えて、既存施設の日常点検や修繕も計画的に実施することも考慮した事業継続計画（BCP）を策定するものとする。また、災害発生時の初動対応や発災後の正確な情報提供手段の多重化、確実な避難の実施、さらに災害のみならず、感染症なども含め、利用者の安全確保が確実に実施される体制整備を行うものとする。

(2) 地域への貢献と配慮

ア. 地域経済の活性化を踏まえた和歌山 I R の実施

(ア) 和歌山 I R の実施に当たり、地元産品の調達や地元雇用、地元企業への発注を積極的に推進し、地元経済の発展や地元雇用の創出等を通じて、地域経済の振興に寄与するものとする。

(イ) カジノ利用額に応じて付与される特典を、I R 施設外の和歌山県内の商店街、観光地、宿泊施設等においても利用可能とするなど、来訪者を I R 区域外に誘導するための仕組みを構築するものとする。

イ. 人材の育成・確保及び住環境の整備

(ア) 和歌山大学をはじめとする高等教育機関と連携し、グローバルでハイレベルな人材の育成に努めるものとする。

(イ) 他国の言語や文化の知識習得、国内外の V I P や国賓に対するマナーやプロトコルへの配慮、緊急時の対応等、来訪者に快適なサービスを提供するために必要な知識に関する雇用者への教育体制を整備するものとする。

(ウ) I R 施設の開業に伴う大規模雇用に当たっては、計画的かつ確実に取り組むものとする。また、外国人の雇用に当たっては、教育環境をはじめ、適切な住環境を整備するものとする。

3. その他の留意事項

(1) 施設供用事業

I R 整備法第 2 条第 5 項に定める施設供用事業⁶については、和歌山県としては想定していない。

(2) I R 事業者が契約上の地位を承継する契約等

I R 事業者が、契約上の地位を承継する契約等の詳細は、不動産売買契約書(案)において示す。

(3) 和歌山 I R 開始までに必要となる法律等に基づく手続の確実な履行

I R 施設の設置に当たっては、建築基準法、港湾法、都市計画法等に基づく土地利用に関する計画との調和を図るため、必要な場合においては、それらの法律等に基づく手続が適切に行われなければならない。

⁶ 「施設供用事業」とは、特定複合観光施設を構成する一群の施設の整備（新設、改修又は増設をいう。）を一体的に行う業務並びに I R 事業者との契約に基づき当該特定複合観光施設をその用途に応じて管理し及び当該 I R 事業者に専ら使用させる業務並びにこれらに附帯する業務を行う事業をいう。（I R 整備法第 2 条第 5 項）

4. 和歌山 I Rにおける費用負担

(1) 和歌山 I Rの費用

I R事業者は、実施協定に特段の定めがある場合を除き、和歌山 I Rの実施に要する全ての費用を自ら負担する。

(2) 土地費用

I R事業者は、和歌山 I Rを実施する上で必要となる I R 予定区域の土地の購入に係る費用及び土地の購入に係る一切の諸経費（売買手数料、不動産取得税、登記費用等）を負担する。

(3) I R区域のインフラ整備費用

I R区域においては、電気・ガス・上下水道等の基本的な生活インフラは整備されている。応募者が既に整備されている施設及び供給量に加え、和歌山 I Rの遂行のために、新たな施設整備や既存施設の増強等が必要と判断した場合には、その根拠となる資料（基本設計等）を提案審査書類として提出するものとする。なお、それらの施設の事業主体、管理者および事業費については、優先権者の選定後に各関係者と協議するものとする。

(4) 優先権者選定後、基本協定の締結により、優先権者が負担しなければならない費用

優先権者は、優先権者の選定後、基本協定の定めるところにより、区域整備計画の認定の有無にかかわらず、和歌山県が実施した不動産の鑑定費用、土地の分筆費用等の費用、和歌山県と現在の所有者との不動産売買契約において和歌山県が負担するものとして定めた費用等について、負担する。なお、当該費用の詳細は不動産売買契約書（案）及び基本協定書（案）において示す。

5. I R区域の整備スケジュール等

(1) 和歌山 I Rの事業期間等

ア. 和歌山 I Rの事業期間

和歌山 I Rの事業期間は、実施協定の発効日から事業期間終了予定日（事業期間が延長された場合は延長後事業期間終了予定日）までの期間とする。ただし、事業期間終了予定日（又は延長後事業期間終了予定日）より前に実施協定の規定に従い解除又は終了したときは、当該解除又は終了の日までの期間とする。

イ. 和歌山 I R の事業期間終了予定日

和歌山 I R の事業期間終了予定日は、I R 整備法第 9 条第 11 項の規定に基づく区域整備計画の認定日の 40 年後の応当日の前日とする。

ウ. 区域整備計画の更新

和歌山県及び I R 事業者は、和歌山 I R の事業期間内の区域整備計画の認定の更新申請に当たり、相互に I R 関係法令等に定める区域整備計画の認定の更新に協力する義務を負う。なお、区域整備計画の更新の詳細は、募集要項において示す。

エ. 実施協定の有効期間の更新

I R 事業者が和歌山県に対して、又は、和歌山県が I R 事業者に対して、和歌山 I R の事業期間の終了に際して実施協定の有効期間の更新（区域整備計画の更新も必要となる。）を希望する通知又は届出を行った場合、相手方当事者は誠実に協議に応じるものとし、協議が整った場合は和歌山県と I R 事業者は協力の上、I R 関係法令等が定める手続き等を実施する。なお、実施協定の有効期間の更新の詳細は、募集要項において示す。

オ. 和歌山 I R の事業開始予定日

和歌山 I R の事業開始予定日については、実施協定において別途定める。

(2) I R 区域の整備に係るスケジュール（想定スケジュール）

応募者には、図表 8 に示す想定スケジュールを参照の上、I R 事業者として想定する I R 施設の営業を開始するまでに予定している工程の詳細、例えば、建設工事に着手する時期及び建設工事が完了する時期、I R 施設としての開業の時期（カジノ施設以外の I R 施設の一部を、I R 施設の開業に先立って開業する場合には、その開業時期を含む。）等に区分して、できる限り具体的に提案することを求める。

なお、和歌山県では、2024 年度中の I R 開業を目指しているが、当該想定スケジュールは、国の定める区域整備計画の認定に係る期間、I R 整備法第 39 条第 1 項に規定するカジノ事業の実施に関するカジノ管理委員会の免許（I R 整備法第 43 条第 2 項の更新を受けた場合には更新後の免許を含む。以下「カジノ免許」という。）の取得に要する期間、和歌山県による和歌山 I R の検討状況及び公募の実施結果等を踏まえて、今後変更することがある。

【図表 8 想定スケジュール】

時期	項目
2020 年春頃	実施方針の策定・公表
2020 年春頃	募集要項等の公表
2020 年春頃～夏頃	競争的対話の実施
2020 年夏頃	提案審査書類の提出期限
2020 年秋頃	優先権者の選定
2020 年秋頃	基本協定の締結
2021 年 7 月 30 日まで	区域整備計画の認定申請
2021 年秋頃～冬頃	国による区域認定
区域認定後速やかに	実施協定の締結
2022 年春頃	土地の引き渡し
2025 年春頃	I R 開業

第5. カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

1. 基本的な考え方

I R事業者は、カジノ事業から得られる収益について、カジノ事業がI R区域の整備の推進のために特別に認められるものであることに鑑み、I R施設の整備その他和歌山I Rの事業内容の向上や、和歌山県が実施する認定区域整備計画⁷に関する施策への協力に充てるよう努めなければならない。

また、カジノ事業から得られる収益の活用に際して、I R事業の公益性の確保に当たり、投資余力と比べて十分かつ必要な再投資を行うよう努めるものとする。

2. 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するために必要な施策及び措置

(1) インバウンドの促進のための施策及び措置

和歌山県では、海外プロモーションの更なる強化や伊勢湾から紀伊半島、四国圏までの一帯を観光街道として設定するなど、周辺自治体等も巻き込んだ地方部を含む広域周遊観光ルートの設定、また、観光地の受入環境整備を多角的かつ継続的に行うことでインバウンドを促進する。

I R事業者は、上記の施策及び措置に連携・協力して取り組むものとする。

(2) M I C E誘致のための施策及び措置

和歌山県では、和歌山I R／M I C E推進協議会（仮称）が関係民間事業者、高等教育機関等の協力を得ながらM I C E誘致を推進していく。

I R事業者は、上記の施策及び措置に連携・協力して取り組むものとする。

3. 認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途等に関する方針

和歌山県では、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金について、I R区域の整備の推進のための措置やカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うことに加え、観光の振興、地域経済の振興、社会福祉の増進、教育の振興及び文化芸術の振興に関する施策等の経費に充てることとする。

⁷ 「認定区域整備計画」とは、I R整備法第9条第11項に基づく国土交通大臣の認定を受けたI R事業の区域整備計画（I R整備法第10条第2項に基づく認定の更新又は第11条に基づく変更がなされた場合には、更新又は変更後の計画）をいう。

第6. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

1. 基本的な考え方

日本型 I R においては、本来刑法で禁止されているカジノ事業が例外的に認められるものであることから、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある。このため、I R 整備法においては、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止など、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を講ずることが、国及び関係地方公共団体の責務として明確に位置付けられている。

和歌山県及び I R 事業者は、和歌山県公安委員会や和歌山市その他の関係地方公共団体と連携しつつ、区域整備計画及び実施協定に基づき、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置を講ずる。

2. 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置

和歌山県は、I R 区域及びその周辺地域における施設、繁華街、住宅、学校などの立地状況を踏まえつつ、犯罪の発生の予防、秩序の維持、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のため、警察官・警察職員の増員や警察施設の設置など警察力の強化を図るとともに、防犯カメラの設置など地域防犯の推進を図る。

I R 事業者は、上記の施策及び措置に連携・協力して取り組むとともに、暴力団員等のカジノ施設への入場禁止措置やマネー・ローンダリング防止対策、また、カジノ施設及びその周辺地域における監視や警備など、I R 関係法令等に定める事項を確実に実施するものとする。

3. 青少年の健全育成のための施策及び措置

和歌山県は、青少年の健全育成のため、依存防止に係る啓発活動、学校等での依存症予防教育、I R 区域や周辺商業施設における青少年の保護育成等を強力に推進する。

I R 事業者は、上記の施策及び措置に連携・協力して取り組むものとする。

4. カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止のための施策及び措置

国は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、地方公共団体や関係機関・団体、I R 事業者と緊密に連携を図りつつ、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じ、もってギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。和歌山県においても、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、全てのギャンブル等を対象と

した依存防止対策を進めており、和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画を2020年3月に公表する予定としている。和歌山県は、これに基づき多様かつ重層的な対策を設定し、I R事業者とともに運用する体制を構築するとともに、それらの対策を一層強力に推進する。

I R整備法に基づく地方公共団体の責務として、地域における相談窓口や治療体制の整備をはじめとしたカジノ行為に対する依存防止のための施策を講ずるとともに、依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう地域における包括的な連携協力体制を構築するなど、カジノ行為に対する依存防止のために万全の対策を講ずる。

また、I R事業者に対して、I R関係法令等に定める事項及び和歌山県I R基本構想（改訂版）に掲げる「I Rによる課題と対策」の実現に必要な事項を的確かつ確実に実施することを求める。I R事業者は、依存防止等に関する事業者間の連携協力等も通じて、国内外の最新の知見や優良事例を平素から収集し、創意工夫をして、依存防止対策を不断に強化することを通じて、依存防止に万全を尽くす必要がある。

第7. 設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

和歌山県は、和歌山 I R への参加を希望する民間事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、公正性及び透明性の確保に配慮した上で優先権者を選定するものとする。

2. 公募アドバイザーの設置について

(1) 公募アドバイザーの設置

和歌山県は、公募の実施に関し、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を設置する。

- ① EY 新日本有限責任監査法人
- ② 弁護士法人関西法律特許事務所

(2) 公募アドバイザーへの情報提供等

公募アドバイザーには、公募において応募者から取得した情報その他必要な情報を必要に応じて提供する。また、公募アドバイザーは、必要に応じて応募者との対話に参加することがある。

3. 優先権者の選定手順及び選定方法に関する事項

(1) 選定委員会の設置

和歌山県は、優先権者等の選定に当たり、提案審査書類に対する審査（以下「提案審査」という。）を公平かつ公正に行うため、有識者等からなる選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会から優先権者選定基準及び評価内容等についての意見を聴くこととする。

なお、選定委員会の構成員は募集要項において示すこととし、選定委員会の会議は非公開とする。

(2) 選定手順及び選定方法

和歌山 I R の優先権者の選定は、以下の手順により実施する。なお、優先権者の選定スケジュールは、募集要項において示す。また、応募に当たり提出を求める書類は、様式集及び記載要領において示す。

ア. 募集要項等の公表

和歌山県は、和歌山 I R に係る募集要項等を和歌山県のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

イ. 参加資格審査

応募者は、募集要項に定めるところに従い、参加資格審査書類を作成し、和歌山県に提出する。

応募者が、複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）である場合には、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）のうち、和歌山県と共同して区域整備計画を作成し、SPCへの出資及びIR事業運営開始後の経営について、主導的な役割を担うことになる主たる企業（以下「代表企業」という。）と代表企業以外のコンソーシアム構成員にそれぞれ異なる参加資格審査書類提出期限及び参加資格審査結果通知予定日を設定する。

和歌山県は、参加資格審査書類及び守秘義務誓約書を提出した者に対して、第1.4②から⑤及び⑧の書類を開示する予定である。

なお、参加資格審査書類提出期限、参加資格審査結果通知予定日及び開示する資料の詳細は、募集要項等において示す。

ウ. 参加資格審査結果の通知

和歌山県は、IR施設を一体として設置し、運営する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は代表企業に対して参加資格審査の結果を通知する。

エ. 競争的対話の実施

和歌山県は、参加資格審査の終了後、提案審査書類の提出までの間に、参加資格審査を通過した者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて基本協定書（案）及び実施協定書（案）等の調整を行う。

競争的対話においてはコンソーシアム構成員、協力企業⁸及び応募アドバイザー⁹の同席を認める。

なお、競争的対話の詳細は、募集要項公表時に示す。

オ. 提案審査

（ア）提案審査書類の受付

提案審査へ参加する応募企業又はコンソーシアム（以下「提案審査参加者」という。）は、様式集及び記載要領に定めるところにより、提案審査書類を作成し、和歌山県に提出する。

⁸ 和歌山IRに関し、業務の委託又は請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）であってSPCに出資を行わない者として、応募企業又はコンソーシアム構成員が選任し、提案書審査書類に記載した者をいう。

⁹ 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又はコンソーシアムのために応募提案を検討・支援する者として応募企業又はコンソーシアム構成員が選任し、提案審査書類に記載した者をいう。

(イ) 提案審査の方法

提案審査では、提案審査参加者から提出された提案審査書類に基づいて、選定委員会における審査を行う。提案審査書類提出後、提案審査参加者が選定委員会に対してその提案に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。選定委員会は、優先権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行い、優先権者選定基準に基づく提案審査書類審査を行う。

なお、優先権者選定基準は、募集要項公表時に示す。

カ. 優先権者等の選定

和歌山県は、選定委員会の審査を経て、提案審査参加者の順位を決定し、和歌山市及び和歌山県公安委員会との協議を経て、第一位の者を優先権者、第二位の者を次点権者として選定する。

キ. 審査結果の通知

和歌山県は、提案審査の結果を提案審査参加者に対して通知する。

ク. 提案審査結果の公表

和歌山県は、提案審査の結果を、選定基準及び選定方法並びに評価の過程及び結果に応じた選定過程の透明性を示すために必要な資料（公表することにより、当該優先権者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて、速やかに和歌山県のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

ケ. 基本協定の締結

優先権者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）に基づいて、和歌山県と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に区域整備計画の認定申請に至らないことが明らかとなった場合には、和歌山県は提案審査で決定された順位に従って、次点権者を優先権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、和歌山県は、競争的対話への参加者との競争的対話に基づいて調整された基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

コ. S P C の設立

優先権者は、基本協定締結後速やかに、和歌山 I R の実施を事業目的とする S P C として、会社法に規定する株式会社を設立しなければならない。

サ. 区域整備計画の作成及び認定申請

(ア) 区域整備計画の作成

和歌山県は、優先権者と共同して、I R整備法第9条の規定に基づき、基本方針及び実施方針に即して、国土交通大臣へ申請する区域整備計画を作成する。この際、優先権者は和歌山県に最大限協力しなければならない。

(イ) 区域整備計画の認定申請

和歌山県は、優先権者と共同して作成した区域整備計画の認定を国土交通大臣に申請する。

シ. 優先権者による和歌山 I R 運営開始準備行為

優先権者は、区域整備計画の和歌山県との共同作成及び認定申請並びに実施協定の締結準備と並行して、現地調査を含めた和歌山 I R 運営開始に向けた準備行為を実施することができる。

ス. 実施協定の締結

和歌山県及び優先権者は、長期間にわたる安定的で継続的な和歌山 I R の実施に向けて、区域整備計画の認定後、国土交通大臣の認可を受けて、速やかに競争的対話に基づいて調整された実施協定書（案）に基づいて、実施協定を締結しなければならない。

なお、和歌山県は、競争的対話に基づいて調整された実施協定書（案）の修正には、原則として応じないが、区域整備計画の作成や実施協定の締結に際して必要となる最小限の修正はこの限りではない。

セ. 実施協定の概要の公表

和歌山 I R は I R 事業者が実施するものであるが、その実施は地域に及ぼす影響が大きいことから、I R 整備法第13条第5項の規定により、和歌山県は、和歌山 I R の具体的な実施体制及び実施方法等を定めた実施協定の概要を公表する。

4. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

応募に参加できる応募者の構成は、次のとおりである。

ア. 応募者は、応募企業又はコンソーシアムとする。

イ. 応募者は、応募企業、コンソーシアム構成員の名称及び和歌山 I R の遂行上果たす役割等を明らかにする。

- ウ. コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員のうち、代表企業を定めるとともに、コンソーシアム構成員は様式集及び記載要領に定める「委任状」を提出し、当該代表企業が応募手続を行い、和歌山県との窓口を務めること。
- エ. 応募企業及びコンソーシアム構成員は、I R 事業者に出資して I R 事業者の株主総会において議決権を行使することができる株式（以下「議決権株式」という。）全ての割当てを受けることを予定するものとし、I R 事業者の全ての議決権株式は、応募企業及びコンソーシアム構成員に割り当てられることとする。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格要件

応募企業及びコンソーシアム構成員はいずれも下記の参加資格を全て満たさなければならない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が設立しようとする I R 事業者をして和歌山 I R を遂行させようとする場合に、その応募企業又はコンソーシアム構成員の I R 整備法第 2 条第 12 項の定める主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式若しくは持分（以下「議決権等」という。）の保有者が同条項の定める認可主要株主等となる場合には、当該保有者についても同様とする。

なお、国外事業者においては、以下のオ及びカの（イ）から（キ）までの参加資格について、その適用される法令に照らして同等の要件を満たしていると和歌山県が確認できることが必要である。

- ア. 和歌山 I R を遂行（その設立しようとする I R 事業者をして遂行せしめる場合を含む。以下本項において同じ。）する意思があり、その人的構成、組織形態及び資本構成等の状況に照らして、和歌山 I R を的確に遂行することができる能力を有し、また、その役員（I R 整備法第 23 条第 2 項で定義する者（但し、同項の適用に限り含まれる者は除く。）をいう。以下本項において同じ。）が心身の状況に照らして、和歌山 I R を的確に遂行できるものであること。
- イ. 自己及びその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- ウ. 和歌山 I R を健全に遂行するに足る財産的基礎を有するものであること。
- エ. 和歌山 I R を自ら遂行しようとする場合には、議決権等の保有者及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

- オ. 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手續その他国内外においてこれらに類似する法的倒産手續又は事業再生ADRその他私的整理手續の開始が申立て又は申請されておらず、またかかる申立て又は申請の原因も存しない者であること。
- カ. 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しない者であること。
- （ア）IR整備法第41条第2項各号（第1号イは除く。）のいずれかに該当する者
 - （イ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者
 - （ウ）参加資格審査書類の提出期限の日において、国税又は地方税を滞納している者
 - （エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者、又は和歌山市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者のいずれかに該当する者
 - （オ）和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱に基づく排除措置対象者に該当する者
 - （カ）和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱、和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領若しくは和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格の停止等の措置を受けている者又は当該要綱等の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
 - （キ）和歌山市建設工事等指名停止基準、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱、和歌山市企業局建設工事等指名停止基準若しくは和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者又は当該基準等の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- キ. 公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者¹⁰でないこと。
- ク. 選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

¹⁰「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、次の者をいう。

- イ) 親会社等と子会社等の関係にある者（親会社等及び子会社等の範囲については会社法（平成17年法律第86号）の定めによる。）
- ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者
- ハ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- ニ) 上記イ)からハ)のほか、事業方針の決定を実質的に支配し、又は支配される関係にあると認められる者

ケ. 和歌山県又は和歌山市と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

- (3) 公募アドバイザー、選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者及び和歌山県と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者の関与制限

以下のいずれかに該当する者は、協力企業又は和歌山 I R の選定に関連する応募アドバイザーになることはできない。

- ① 公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者
- ② 選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者
- ③ 和歌山県又は和歌山市と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者

- (4) 複数応募

応募企業又は代表企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者は、他の応募企業、コンソーシアム構成員又は協力企業となることはできない。ただし、代表企業ではないコンソーシアム構成員又は協力企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者は、他のコンソーシアムのコンソーシアム構成員（代表企業を除く。）又は協力企業となることができる。

- (5) 複数応募が認められる場合の情報遮断措置の構築に係る誓約書の提出義務

代表企業ではないコンソーシアム構成員又は協力企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者が他のコンソーシアムのコンソーシアム構成員（代表企業を除く。）又は協力企業（以下「複数応募企業」という。）となる場合においては、提案内容が同質化することを回避すること、及び、いずれのコンソーシアムのコンソーシアム構成員又は協力企業に対しても、直接的又は間接的に不利益を与えるおそれのある行為をしないことが求められる。そのため、複数応募企業は、各コンソーシアムに参加する自社の担当役職員の間で情報遮断措置を構築している旨、違反した場合には複数応募企業の属するコンソーシアムの全てが失格となることを理解している旨等を記載した誓約書を参加資格審査書類提出時に複数応募企業の属する各コンソーシアムについて全てのコンソーシアム構成員の連名で和歌山県に対して提出すること。

- (6) 応募者の変更

参加資格審査書類の提出以降、代表企業の変更は認めない。

なお、応募者の変更の詳細は募集要項等において示す。

5. 提案審査書類の作成等に係る費用

提案審査書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

6. 審査料の負担

応募企業又は代表企業は、和歌山 I R のために和歌山県が民間事業者の選定のために要した費用の一部を審査料として負担するものとし、参加資格の申請に当たり、金 1,000 万円を和歌山県に納付する。

当該審査料の額は、2019 年 4 月 1 日付けで和歌山県が締結した「和歌山 I R に関するアドバイザー業務」委託に係る費用のうち、民間事業者の選定手続等に密接に関連する費用に相当する部分の一部に該当する。なお、支払方法等の詳細は募集要項等において示す。

7. 提案審査書類の取扱い等

提案審査書類の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、当該書類を提出した者に帰属する。なお、和歌山県が必要と認めるときは、和歌山県は提案審査書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。以下、同じ。）を同意なく無償で使用できるものとする。なお、提案審査書類は返却しない。

(2) 特許権等

和歌山県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じる責任を負わない。

(3) 提案審査書類の公開について

和歌山県は、必要に応じて、応募者が提出した提案審査書類の全部又は一部を公開する。ただし、提案審査書類に関する営業秘密等であって、提案審査書類の公表により、当該応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報は公表しない。応募者は、提案審査において、それらの情報が含まれることを明らかにすること。

(4) 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

(5) 提案内容の履行義務について

優先権者が、各審査段階において和歌山県に提示した提案については、I R事業者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に取り扱う。

8. 予備調査

I R事業者は、和歌山県と共同して作成する区域整備計画が認定された場合は、カジノ事業の免許の申請を行うこととなる。そのため、和歌山県は、優先権者を選定する段階においても、カジノ事業の免許の基準を踏まえ、適格性につき確認（以下「予備調査」という。）を行い、その調査結果を優先権者選定の評価点に反映する。予備調査は、事業者の役員予定者及びI R事業者の株主（当該株主が法人である場合は、当該法人の役員。以下同じ。）が暴力団員等に該当しない者であるかどうかについての和歌山県公安委員会への照会等カジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを確認するための調査を行う予定である。予備調査の詳細は募集要項等において示す。

9. カジノ事業免許取得に係る欠格事由不存在等の表明・確約書

参加資格審査への参加、基本協定及び実施協定の締結の各段階において以下の表明保証を行うこと。

- ① I R事業者の役員（予定者）及び株主に、カジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないこと。
- ② カジノ管理委員会による完成検査及びカジノ免許の取得に関して疑義を生じさせるような状況は識別されていないこと。
- ③ 反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずること。

10. I R事業者による履行保証金等の差入れ

I R事業者は、和歌山I Rの履行を保証するために、履行保証金（又は金融機関等による保証証書）を和歌山県に差し入れること。履行保証金の金額及び差入時期並びに履行保証金の返金条件等の詳細は実施協定書（案）において示す。

11. 公募の取消し

和歌山県は、和歌山 I R を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先権者を選定せず、公募を取り消す。この場合、和歌山県は、その旨を和歌山県のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

第8. 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的な考え方

和歌山 I R の実施を通じて、観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資するためには、長期間にわたって、安定的かつ継続的な和歌山 I R の実施を確保する必要がある。こうした観点から、和歌山県は、I R 事業者の責任の履行確保の方法、事業計画及び報告等、I R 事業者の権利及び義務等、和歌山 I R におけるリスク及びその分担の在り方、和歌山 I R の継続が困難となった場合の措置、金融機関と和歌山県との協議、I R 区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に係る施策及び措置、優先権者選定後の I R 事業者の株主（当該 I R 事業者がまだ設立されていないときは、応募企業又はコンソーシアム構成員。）の変更に係る承認手続等について、以下に示す。なお、これらの詳細は、実施協定書（案）において示す。

2. I R 事業者の責任の履行確保の方法

和歌山県は、I R 事業者が、実施協定及び認定区域整備計画に定められた事項を適正かつ確実に履行することとともに、認定区域整備計画に基づく目標等の達成状況、カジノ事業の収益を活用した再投資の実施状況、投資余力に比した再投資の十分性、財政状態及び経営成績の把握並びに I R 関係法令等が要求する基準や手続の遵守状況をモニタリングする。モニタリングの結果、これらの計画や目標等が達成されていないこと等が判明した場合、和歌山県は、I R 事業者に対して、改善措置等を求めるものとする。

3. 事業計画及び報告等

(1) 毎年度の事業計画

I R 事業者は、実施協定に定めるところに従い、毎事業年度の開始までに、I R 整備法第16条第1項及び第2項の規定に基づく事業計画を作成し、和歌山県に提出する。

(2) 報告

I R 事業者は、実施協定に定めるところに従い、I R 整備法第28条第4項及び I R 整備法施行規則の規定に基づく報告書、I R 整備法第28条第11項、第12項及び I R 整備法施行規則の規定に基づく報告書並びに毎事業年度の事業実施状況の報告書等を作成し、和歌山県に提出する。

4. I R事業者の権利及び義務等

I R事業者は、和歌山 I Rについて和歌山県との間で締結した実施協定上の地位及び和歌山 I Rについて和歌山県との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、実施協定及び和歌山 I Rについて和歌山県との間で締結した契約に基づく権利及び義務について第三者への譲渡、担保権の設定並びに処分をしてはならない。また、和歌山 I Rの実施に必要な資金調達として、金融機関からの借入のための担保権を設定する必要がある場合は、I R事業者は和歌山県にその内容を通知するとともに、和歌山県が金融機関と担保権の処分等について、事前に合意することを条件とする。なお、I R事業者の権利及び義務等については、実施協定等において示すものとし、実施協定等において特段の定めのある場合を除き、I R事業者は和歌山 I Rの実施に係る一切の責任を負うものとする。

5. 和歌山 I Rにおけるリスク及びその分担の在り方

和歌山 I Rにおけるリスクは、実施協定等に特段の定めのない限り、I R事業者が負うものとする。以下、例外的に和歌山県がリスクを分担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施協定書（案）に示す。

(1) 不可抗力

- ア. 和歌山県及びI R事業者のいずれの責めにも帰すべからざる自然災害又は騒乱、暴動その他の人為的な事象であって、和歌山 I Rの実施に直接かつ不利な影響を与える等、いわゆる不可抗力事象（以下「不可抗力」という。）が発生した場合、原則として、I R事業者に生じた損害は自らが負担する。
- イ. I R事業者は、和歌山 I Rの事業期間中、自らが実施協定で定める保険に加入しなければならない。
- ウ. I R事業者は、不可抗力によって和歌山 I Rの全部又は一部を実施することができなくなった場合、和歌山県に対して速やかに通知するとともに、復旧に向けて協議する。和歌山県は、I R事業者による復旧及び継続に最大限協力する。
- エ. I R事業者は、不可抗力により実施協定に基づく義務の全部若しくは一部の履行が不能となった場合、履行不能となった義務の履行を免れるものとする。詳細は、実施協定書（案）において示す。

(2) 法令等変更及び特定条例等変更

- ア. 基本協定締結後、和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、法令等（和歌山市による条例等を含む。）の変更又は新設が行われ、和歌山県又は I R 事業者
に損失が生じた場合、各自が負担する。
- イ. 基本協定締結後、和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、基本協定又は実
施協定に定める和歌山県による一定の条例等の変更又は新設が行われ、I R
事業者
に損失が生じた場合、実施協定に定めるところにより、和歌山県が負
担する。

6. 和歌山 I R の継続が困難となった場合の措置

和歌山 I R の業績不振、カジノ事業の免許が取得又は更新できない場合、国土交通大臣による区域整備計画の認定後取り消される場合又は認定の更新がなされない場合、災害の発生その他和歌山 I R の継続が困難となる事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合には、和歌山県及び I R 事業者は、運営の回復及び状態の修復を図らなければならない。

和歌山 I R の継続が困難となる事由の修復が不可能である場合には、和歌山県及び I R 事業者は、I R 事業者の交替等による和歌山 I R の継続に向けた協議を行い、相互に最大限協力する義務を負う。

なお、和歌山 I R の継続が困難となった場合の措置の詳細は、資産の処分方法も含め実施協定書（案）において示す。

7. 金融機関と和歌山県との協議

和歌山県は、長期間にわたる安定的で継続的な和歌山 I R の実施のために必要と認めた場合には、融資金融機関による I R 事業者の資産に対する担保権の設定及び融資金融機関の担保実行による株主の交代その他一定の事項について、I R 事業者
に融資を行う金融機関と協議を行い、当該金融機関と直接協定を締結することがある。

8. I R 区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に係る施策及び措置

(1) 安全で円滑な交通アクセスのネットワーク形成

来訪者の利便性の確保及び周辺地域の交通環境への配慮のため、新たな交通アクセスの構築や駐車場及び交通安全施設等の整備など、I R 区域の内外における安全で円滑な交通ネットワークを形成し、周辺住民や利用者の安全確保はもとより、安定的かつ継続的な誘客・送客機能としての交通体系を構築するものとする。

なお、事業費の負担等については、各関係者と I R 事業者で協議するものとする。

(2) 観光公害（オーバーツーリズム¹¹）対策のための措置

最先端技術の活用などにより、I R 区域内外の環境への配慮、地域社会との調和といった観光公害対策の措置を講じ適切に実行し、長期的に和歌山 I R と住民の住環境が両立する環境づくりを行うものとする。

9. 優先権者選定後の I R 事業者等の株主の変更等

(1) 株主の変更等

優先権者選定後のコンソーシアム構成員又は S P C の株主の変更又は追加等については、募集要項等に定める要件及び手続に従ってのみ行うことができる。

(2) I R 事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置

観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資するためには、長期間にわたって、安定的かつ継続的な和歌山 I R の運営を確保するとともに、公募により民間事業者を選定することとしている I R 整備法の趣旨が没却されることのないよう、I R 事業者は、I R 整備法第 64 条第 1 項の規定に基づき、当該 I R 事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他のカジノ管理委員会規則で定める措置を講じなければならない。

¹¹ 特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が、市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受認できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況をいう。

第9. 実施協定に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 実施協定に定めようとする事項

実施協定において定めようとする主な事項は、次のとおりである。

- ① 総則
- ② 設置事業
- ③ 運営事業
- ④ 附帯事業
- ⑤ 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置
- ⑥ 有害な影響の排除のための施策及び措置
- ⑦ カジノ事業収益の活用
- ⑧ 事業計画及び報告等
- ⑨ 適正な業務の確保
- ⑩ 表明保証及び誓約事項
- ⑪ 区域整備計画の変更・更新
- ⑫ リスク分担
- ⑬ 実施協定の期間及び実施協定の終了
- ⑭ 損害賠償等
- ⑮ 知的財産権

2. 疑義が生じた場合の措置

実施協定に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、和歌山県及びIR事業者が誠実に協議して、これを定めるものとする。なお、協議の方法等については、実施協定書（案）において示す。

3. 準拠法及び管轄裁判所の指定

実施協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、実施協定に関連して発生した全ての紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10. その他事業の実施に関し必要な事項

1. 和歌山 I R に関連する事項

(1) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針の公表後、民間事業者からの質問及び意見を受け付け、質疑応答を行うことは、民間事業者との意思疎通を図り、実施方針に関する民間事業者の理解を深める上で有効であることから、和歌山県は、民間事業者からの実施方針に対する質問及び意見を受け付ける。

ア. 受付期間

【検討中】

イ. 提出方法

【検討中】

(2) 実施方針に対する民間事業者からの質問及び意見への回答

公平性を確保する観点から、民間事業者からの質問及び意見に対する回答（公表することにより、質問を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）は、他の民間事業者にも公表する。

(3) 実施方針に対する民間事業者からの質問及び意見に対するヒアリング

実施方針に関する質問及び意見のうち、和歌山県がその趣旨等を確認する等の必要があると判断した場合には、質問及び意見を提出した者に直接ヒアリングを行う場合がある。

(4) 実施方針の変更

和歌山県は、実施方針に関する質問及び意見を踏まえ、必要があると認めるときは、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。和歌山県は、実施方針の変更を行った場合は、和歌山県のホームページへの掲載その他適宜な方法により速やかに公表する。

(5) 和歌山 I R の実施に関して使用する言語

和歌山 I R の実施に関して使用する言語は日本語とする。

なお、対話等口頭のやり取りについては、日本語の通訳を利用する限りにおいて、日本語以外の言語を使用することも可能である。但し、通訳を利用する場合は、可能な限り同時通訳（機器材の準備含む。）とすること。

2. 情報提供

和歌山 I Rに関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

和歌山県のホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/ir/top.html>